附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の次に三条を加える改正規定（第四条の表第二号及び第四号に係る部分に限る。）は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条―第十八条」を「第九条―第十九条」に、「第十九条―第二十二条」を「第二十条―第二十三条」に改める。

第三条第二項中「第二十条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第五条中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第一号中「第二十一条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第二十二条中「第四十七条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同条の表法第二十条の四第三項の項上欄中「第二十条の四第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同表法第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一条の八第一項の項上欄中「第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一条の八第一項」を「第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条中「第二十一条の七」を「第三十一条」に、「第二十一条の八第六項」を「第三十二条第六項」に、「第二十一条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の三第一項若しくは第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項」を「第二十七条第一項若しくは第三十条第一項（法第三十二条第六項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第四十四条各号」を「第六十二条各号」に改め、同項第一号中「第二十一条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第二号中「第三十二条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同項第四号中「第四十条」を「第五十五条」に改め、同条第二項中「第二十一条の六第二項各号」を「第三十条第二項各号」に改め、同条第四項中「第四十四条」を「第六十二条」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第九条第二項第三号」を「第十条第二項第三号」に改め、第三章中同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第九条第一項第二号及び第十二条第一項第二号」を「第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第九条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第三十七条」を「第五十二条」に改め、同条第四項中「第三十一条第三項第三号」を「第四十五条第三項第三号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第三十一条第三項第四号」を「第四十五条第三項第四号」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「法第二十一条の十」を「法第三十四条」に、「法第二十一条の二第一項」を「法第二十六条第一項」に、「第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条」を「第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条」に改め、同項の表第二十一条の四第一項の項上欄中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第一号及び第三号の項上欄中「第二十一条の四第二項第一号」を「第二十八条第二項第一号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第二号の項上欄中「第二十一条の四第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項の項上欄中「第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項」を「第二十九条第二項及び第三十二条第四項」に改め、同条第二項中「法第二十一条の十」を「法第三十四条」に、「法第二十一条の二第一項」を「法第二十六条第一項」に、「第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条」を「第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条」に改め、同項の表第二十一条の三第二項の項上欄中「第二十一条の三第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同表第二十一条の四第一項の項上欄中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第一号及び第三号の項上欄中「第二十一条の四第二項第一号」を「第二十八条第二項第一号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第二号の項上欄中「第二十一条の四第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項の項上欄中「第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項」を「第二十九条第二項及び第三十二条第四項」に改め、同表第二十一条の八第一項の項上欄中「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同項中欄中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の五第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同項下欄中「第二十一条の五第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同条第三項中「法第二十一条の十」を「法第三十四条」に、「法第二十一条の二第一項」を「法第二十六条第一項」に、「第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条」を「第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条」に改め、同項の表第二十一条の四第一項の項上欄中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第一号及び第三号の項上欄中「第二十一条の四第二項第一号」を「第二十八条第二項第一号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第二号の項上欄中「第二十一条の四第二項第二号」を「第